



教えて! Q&A
消費生活
～海産物の電話勧誘～

Q

高齢の母宅に「昨年、購入してもらった。」と海産物を勧める電話がかかってきた。執拗に勧誘され母は購入を承諾したらしいが、キャンセルしたいと言っている。断ろうと着信履歴から電話するが誰も出ない。どうすればいいのか。

A

カニ等の海産物をはじめとする「電話勧誘」に関するトラブルは依然として多くあります。上記事例のような電話勧誘の場合はクーリング・オフすることができますので、法律に定められた書面を受け取った日から数えて8日間以内に書面等で通知しましょう。また、覚えがないのに一方的に商品が送られてきた場合は、発送元の名称や住所を控えて商品は受取拒否しましょう。電話勧誘では「結構です。」などあいまいな対応は避けましょう。いらないのであればきっぱりと「買いません。」「必要ありません。」と断ることが大切です。